

令和3年

1月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年1月14日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員(26名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員				6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員			
			29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(3名)

5番	吉高祐二郎	委員	27番	佐々木治人	委員	28番	大場 重樹	委員
----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	村岡 修	事務局次長	遠田 博	農地主査兼係長	阿彦智子
主事	高橋咲葵				
専門員	後藤重明	調整主任	門脇正博	主査	五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
6. 利用権の設定に係る取下げの報告について

7 議 事

議第1号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第4号	農用地利用集積計画について

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。

ただいまから、令和3年1月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、例年1月と4月に農業委員憲章の唱和を行っておりますので、齋藤会長職務代理よりお願いいたします。

○齋藤 均 会長職務代理者

それでは、このたびは憲章の唱和に代えて、私より本文の読み上げを行います。皆様は、読み上げに合わせて、お手元の農業委員憲章を黙読ください。

(農業委員会憲章読み上げ)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

それでは、開会に当たり五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、私のほうから議長を務めさせていただきます。皆様のご協力よろしく願いいたします。

本日の欠席委員は、27番、佐々木治人委員、5番、吉高祐二郎委員、28番、大場重樹委員の3名となります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名員の選任

○五十嵐直太郎 議長

議事録署名委員に、6番 佐藤利篤委員、7番、五十嵐弘樹委員の両名をお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について12件、2、農地法第5条届出書の受理について3件、3、地目変更表記に係る照会に対する回答について3件、4、解約2件、5、

農地法第18条第6項の規定による通知受理について28件、6、利用権の設定に係る取下げの報告について1件、以上49件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議案書15ページをお願いいたします。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてですが、こちらにつきましては、令和元年10月に農業委員の農地転用に係る不祥事が続けて発生したことを受けまして、令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者会議において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。その趣旨に則りまして、農業委員会の法令遵守の徹底について申し合わせ、決議を行うものでございます。

なお、この申し合わせ決議につきましては、全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人山形県農業会議より、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年12月または1月の農業委員会総会で決議するよう依頼が来ているものでございます。

16ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)、こちらのほうを読み上げさせていただきます。

(議案書読み上げ)

以上、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてお諮りいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

議第1号について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

続きまして、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請については11件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書の17ページになります。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はありません。

それでは、酒田1番、関係性は親子になります。このたび、年金を伴わない経営移譲ということで、使用貸借権の設定20年間を行うものでございます。

酒田2番、酒田3番は関連ありますので、一括で申し上げます。受人が同じ方になっております。10アール当たりの賃借料が1万1,000円で10年間の賃貸借権設定となるものでございます。

続いて、18ページをお開きください。

酒田4番です。親子になります。年金を伴わない経営移譲ということで、使用貸借権の設定20年間です。酒田5番も親子になります。こちらも年金を伴わない経営移譲ということで、30年間の使用貸借権の設定になります。

酒田6番です。こちらも親子になります。年金を伴わない経営移譲ということで、20年間の使用貸借権の設定となります。なお、登記簿地目が雑種地、山林なども含まれておりますが、現況は畑ということでございます。

続いて、酒田7番、18条6項で先ほど解約が報告されている件でございます。坂野辺新田の田3筆につきまして、相手方の要望による贈与の所有権移転ということになっております。なお、耕作者協力金の返還についても了承を得ているものでございます。

19ページになります。松山、お願いいたします。

○松山総合支所 門脇調整主任

松山1番、申請事由は相手方の要望による売買です。こちらはもともと受け手が借り受け中の農地で、このほど渡人からの依頼により、売買することになったものです。売買価格についてですが、別冊の資料の1ページにありますように、10アール当たり14万5,700円で、総額では30万円です。また、当該農地は青地で受け手も認定農業者ですが、耕作条件が悪い土地のため、価格が低い設定のため3条での売買となっているものです。なお、議事参与の制限を受ける案件となります。

次に松山2番、親子になります。申請事由は年金を伴わない経営移譲で、期間は19年になります。なお、期間が19年となっているのは、先に庄内町で設定された使用貸借契約の終期に合わせたものです。以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田1番、北俣の農地、田6筆、相手方の要望による所有権移転です。白地になります。売買価格は別紙にありますが、総額30万円からの割り返しで10アール当たり30万9,500円です。

続いて、平田2番、親子です。農業者年金の経営移譲に係る再設定で、使用貸借権20年になります。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。1月7日に、第2班による農地調査委員会を行っております。
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で、地元農業委員から、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
それでは、初めに、農業委員会法令に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
議事参与の制限に、6番、佐藤利篤委員が該当する案件がありますので、退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。質疑に入ります。
議案19ページの松山1番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。
松山1番について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、松山1番について許可決定といたします。
ここで、6番、佐藤利篤委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。
続きまして、これまで許可決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。
議事参与の制限の議案以外の案件について許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を許可決定といたします。
以上により、議第2号については全て許可決定といたします。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

20ページになります。酒田1番です。こちらの関係はご夫婦になります。

土地の表示は、大豊田の畑1筆です。住宅敷地として使用貸借権の設定の申請となっております。農地区分が公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、2種と判断しております。また、日常生活上必要な施設で、集落に接続していることから、許可基準を満たすものと考えております。

別添資料の2ページと3ページをご覧くださいと思います。

大豊田の集落ということで、国道344号の近辺であります。字切図をご覧くださいと思います。

また、隣3ページの案内図と併せてご覧くださいと思いますが、こちらの申請地160-1が字切図では太枠で囲まれているところになっております。案内図のほうをご覧くださいますと、北側のほうに住宅の表示がありますが、これが受人のご実家の居宅だったところで、地目は宅地になっております。

また、西側にあります161番の箇所は地区の神社となっておりますので、周辺が道と水路と神社、宅地に囲まれている場所ということでございます。このたびは、道路側のほうに新しく居宅を建てるということでの申請となったものでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

酒田2番です。砂採取の賃貸借権設定申請となっております。1年間の一時転用ということで、場所は農用区域：青地となっております。採取量は5万2,966立米を予定しております。登記地目に山林が含まれておりますが、現況は畑であるため、このたび、農振法での開発の申請はないものとなり、全て今回の転用申請に含まれております。

この箇所については、平成28年8月に砂利対策協議会の予備調査が行われている箇所になっております。土地の表示のところでは面積について申し上げますと、面積が2つ並べて書いてございまして、左部分が登記簿上の地籍でございます。その右隣に括弧書きされているところが、実測した面積のうち、転用を行う箇所の面積になるものでございます。後ほど別添資料でもご覧くださいますが、登記簿上と実際の現況のところと合わない状況となっているため、このように転用面積が登記簿上より大きい面積で議案表示されている箇所が出ていますのでございます。なお、賃貸借料の精算は、実測面積で行われるということでございます。

それでは、別添資料の4ページと5ページをお開きください。

申請の箇所は、国道112号のほうから市道の十里塚八重浜線に向かい、十坂小学校側から見ると南側にある箇所になっております。

字切図をご覧くださいますと、搬出路は市道の十里塚八重浜線から前期までの採取が終わった箇所を歩いていくものとなり、今回の採取地と合わせて搬出路も申請となるものでございます。全体計画の中で今回は7期目ということで、今後もまた計画は続く予定でございます。後ほどスライドでも、全体計画エリアのご確認をお願いしたいと思います。

また、ここは青地であることから一時転用となっておりますので、一時転用終了後の営農作物につ

きましては、6ページから10ページまでに確約書ということで、採取が終了した後の営農計画が載せてあります。地権者全員の氏名は、この確約書に記載されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

それでは、スライド映写いたしますので、少々お待ちください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。酒田1番の現地調査の結果を16番、飯塚将人委員より報告願います。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

スライドで見たとおり、西側は神社、北側は昔の母屋になっておりまして、あと東と南側に道路がありまして、何も周囲への影響もありませんので、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

次に、砂利採取の案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会の予備調査で確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第3号については許可決定といたします。

議第4号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第4号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第4号 農用地利用集積計画については、1、特別事業(1)所有権の移転1件、2、一般事業(1)所有権の移転4件、(2)利用権の設定50件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書21ページになります。

今回ご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。

それでは1番、特別事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は令和3年1月18日の予定です。番号、特別事業10番、新堀1番です。渡人が新堀の〇〇さん、受人が公益財団法人やまがた農業支援センターとなります。土地の表示では新堀の田7筆になります。1万8,021平方メートルにつきまして、10アール当たり50万円での売渡しの予定となっております。総額では901万円で売買を行う予定でございます。なお、移転時期が1月18日の公告日、そして2月19日に支払いを予定しているものでございます。

これらの土地は、先月に審議いただいた買入協議の手続きが調ったことにより今月に売買を行い、次月以降に3人の方に売渡しを予定しているものでございます。なお、この買入れ協議によりまして、渡人には特別控除1,500万円が適用されるものでございます。

続いて、22ページをお開きください。

2番、一般事業(1)所有権の移転です。こちらも公告予定日は1月18日の予定です。

西荒瀬1番、先ほど解約で出てまいりました箇所でございます。宮海の田1筆につきまして、10アール当たりの対価が70万円、総額では277万600円での売買を予定しております。支払い時期、移転時期は1月26日です。

続いて本楯の1番、こちらも豊原の田1筆につきまして、10アール当たりの対価が60万円、総額では93万1,800円での売買を予定しております。移転時期、支払い時期は1月24日となっております。

平田、お願いいたします。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田1番です。こちらは、飛鳥の畑1筆、10アール当たり25万、総額6万6,250円です。移転時期、支払い時期ともに令和3年1月31日。受け手は認定農業者です。

続いて平田2番、議事参与案件になります。飛鳥の田2筆、10アール当たりの対価は総額100万円からの割り返しで47万7,783円です。移転時期、支払い時期ともに令和3年1月22日です。受け手は認定農業者です。以上です。

○阿彦主査兼農地係長

続いて、23ページになります。

2番、一般事業、(2)利用権の設定です。公告予定日は1月18日となります。

南遊佐1番と南遊佐2番、同じ借受人となります。10アール当たりの対価が1万1,000円で、10年間の新規契約となります。

続いて、東平田1番、賃借料は1万円で5年の更新契約となります。

北部1番、1万1,000円の賃借料で20年間の更新契約となります。

24ページをお開きください。

新堀1番、1万1,000円の賃借料で10年間の更新契約となります。なお、この方の経営面積が少ない理由としましては、法人かどたの構成員となっているためでございます。

続いて広野1番、1万1,000円の賃借料で10年間の新規契約となります。

広野2番、1万1,000円と4,000円の賃借料で10年間の更新契約となります。

広野の3番、1万3,000円の賃借料で1年間の新規契約となります。こちら市外の方同士のものになりますが、中間管理事業へ移行を予定しておりまして、それまでの期間の設定となっているところでございます。

広野の4番と次のページ、広野の5番、広野6番、広野7番まで同じ借受人でございます。1万1,000円の賃借料で10年間の更新契約となるものです。

それでは、25ページの下ほど、袖浦1番です。1万1,000円の賃借料で10年間の新規契約となります。袖浦の2番、こちらが坂野辺新田の方から山形市の〇〇さんへ3年間の賃借ということになりまして、賃借料が総額1万円からの割り返しでの2,080円の設定となっております。また、登記簿

地目が山林ということでございますが、現況は畑となっております。受け人の方の住所でございますが、現在のところ山形市ではございますが、近々転入を予定している方でございます。また、併せまして別添資料の11ページからご覧いただきたいと思っております。現在のところ、経営面積がなく、新規就農者となっております。このたび、市の認定新規就農者の申請を予定しているため、青年等就農計画認定申請書の写しを掲載しております。営農状況ですとか、農機具の保有等についてはこちらのほうをご覧ください。それでは、議案書に移ります。

26ページになります。

浜中1番、9,000円の賃借料で10年の更新契約です。

浜中2番が4,683円の賃借料で、総額7万円からの割り返しになりますが、20年間の新規契約です。

浜中3番、6,319円の賃借料で総額3万円からの割り返しです。5年間の新規契約です。

浜中4番、こちらも4,682円という賃借料でございますが、総額は2万円となります。5年間の新規契約です。酒田は以上です。

○八幡総合支所 後藤専門員

続いて八幡です。八幡1番から3番までは同じ受け人でありまして、賃借料3,000円で、10年間の更新契約になります。八幡4番、議事参与案件であります。本日〇〇委員は欠席となっております。

賃借料1万1,000円と6,000円で3年の新規契約になります。

八幡4番から6番については、先ほど18条6項の解約で出てきた案件になります。

八幡5番、6番は受け人が同じになります。新規契約、1万1,000円で10年間になります。

次のページ、28ページをご覧ください。

八幡7番、1万1,000円で5年間の新規契約になります。

八幡は以上です。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山です。

松山1番、価格1万1,000円、1年の新規で、先ほどの18条6項で合意解約され、受け手を第三者へ変更するものです。

松山2番、価格3,000円、1年の新規で、これも先ほどの18条6項で合意解約され、受け手を第三者へ変更するものです。

また、松山1番と松山2番ですが、どちらの期間も1年となっているのは、令和4年度の間管理事業で改めて利用権設定し直すために、終期を令和4年3月31日としたものです。

松山3番、価格1万3,000円、10年の新規で、先ほど18条6項で合意解約され、受け手を第三者へ変更するもので、価格は余目町農協の参考賃借料を用いたものです。

以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。

平田1番、10アール当たり賃借料は6,000円、10年の更新です。

平田2番から4番まで同じ受け人になります。賃借料が全て6,000円、平田2番、10年の更新、平田3番、5年の更新、平田4番、10年の更新です。

続いて、平田5番から次のページの7番まで同じ受け人になります。賃借料は平田5番、6,000円と1万1,000円が混在しております。5年の更新です。

平田6番、6,000円、5年の更新、平田7番、6,000円、5年の更新です。

平田8番、1万1,000円、5年更新です。

平田9番、1万1,000円、5年の更新です。

平田10番、11番、同じ受け人になります。10番が1万1,000円、10年の更新、11番が4,000円、10年の更新です。

平田12番、1万1,000円、10年更新です。平田13番、1万1,000円、5年更新です。

平田14番、15番、同じ受け人になりますが、議事参与の制限を受けるものになります。

平田14番は1万1,000円、10年の新規。平田15番は1万1,000円、2年の更新です。平田15番の2年の期間につきましては、貸し手の強い要望により2年の更新を続けているものでございます。

平田16番から次のページ、18番まで同じ受け人になります。

平田16番は先ほど18条6項で解約があったものになります。1万1,000円、10年の新規です。

平田17番と18番、どちらも1万1,000円、10年更新です。

平田19番から21番、同じ受け人になります。

19番、1万1,000円、10年の更新、20番、1万1,000円、8年の新規です。こちらは同じ貸し手のほかの終期に合わせたため、8年になったものです。

平田21番、1万1,000円、10年更新。平田22番、10アール当たり1万3,500円、3年の更新です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第4号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。農業委員に該当する案件として、5番、吉高祐二郎委員、14番、土田治夫委員が該当する案件があります。議事参与の制限の案件として、出席の14番、土田治夫委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。質疑に入ります。

議案22ページ、2、一般事業、所有権の移転、平田2番と議案31ページの平田14番、15番の3件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

所有権移転、平田2番と利用権の設定、平田14番、15番の3件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら3件について計画決定といたします。

ここで、14番、土田治夫委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。ご質問ございませんか。

どうぞ。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

25ページの袖浦2番の新規就農者、これから頑張っていたきたいんですけれども、貸し人と受け人の関係はどういったものでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま土田委員の質問に対しまして、事務局、お答え願います。

○阿彦主査兼農地係長

借受人は、このたび貸付人から土地をお借りするのに併せまして、営農指導も一緒にしていただくということになっております。実際は、貸付人の息子さんが営農指導に当たられるということで聞いておりまして、詳しくは農業委員の五十嵐弘樹委員のほうにお願いしたいと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、補足説明として五十嵐弘樹委員よりもお願いいたします。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

貸付人の息子さんと借受人がお知り合いで、こっちに来るなら、自分のところで一緒にやらないかということで、貸付人の息子さんが指導のほうも含めてやっていくというふう聞いております。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの説明に対しまして、土田治夫委員、どうですか。

○14番 土田治夫委員

ありがとうございます。多分、丁寧な指導をしてくれるのかと思いますが、ご苦労ですけれども、新規就農者をお互いに育てていきたいと思っております。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。そのほかございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第4号については全て計画決定となりました。

閉 会

以上をもちまして、令和2年1月定例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時42分 閉会)

